



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（九〇・港湾空港課）……………1

規 則

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則（昭和五十六年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 平成十八年六月三十日から平成二十一年三月三十一日までの間、秋田空港と大阪国際空港との間の路線において定期航空運送事業の用に供する航空機のうち、秋田空港に着陸した後引き続き停留し、当該着陸した日の翌日に離陸するものに係る着陸料等については、条例第二十条の規定に基づき、条例別表第一及び条例附則第五項の規定により計算して得た額からその額に十分の九を乗じて得た額を減額するものとする。

附 則

この規則は、平成十八年六月三十日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄